

大分県マスコットキャラクター「めじろん」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県マスコットキャラクター「めじろん」のデザイン及び名称（以下「デザイン等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認申請)

第2条 デザイン等を使用しようとする者は、あらかじめ「めじろん」デザイン等使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、大分県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、商品として使用する場合を除き、この限りでない。

- (1) 大分県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 大分県内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他知事が適当と認めるとき。

(使用承認)

第3条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認するものとする。この場合において、知事が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 大分県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
 - (2) デザイン等を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
 - (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
 - (6) その他知事が不適當と認めたとき。
- 2 前項の規定による承認は、「めじろん」デザイン等使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用期間)

第3条の2 使用期間は、承認を受けた日から3年以内とする。

2 前項の期間満了後においても引き続き使用する場合は、改めて第2条の規定により「めじろん」デザイン等使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該使用承認を受けた事項を変更しない場合に限り、第1項の使用期間満了後においても、在庫整理の期間としてデザイン等を使用することができる。

(使用料)

第4条 使用料は無償とする。

(使用の際の遵守事項)

第5条 デザイン等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)承認された内容により使用し、知事の付した条件に従うこと。
- (2)承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3)定められた色、形式を正しく使用すること。
- (4)原則として、物品等には承認番号を付すること。
- (5)承認に係る物品等の写真を速やかに知事に提出すること。

(承認の取消し)

第6条 知事は、デザイン等の使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該デザイン等の使用承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

- 2 前項の承認の取消しは、「めじろん」デザイン等使用承認取消書(様式第5号)をもって行うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、デザイン等の使用の取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年12月26日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年9月15日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。